

令和6年度

令和6～10年度自動体外式除細動器（AED）

貸借（警防課）仕様書

鹿島地方事務組合消防本部

# 令和6～10年度自動体外式除細動器（AED）賃貸借（警防課）仕様書

## 第 1 総 則

この仕様書は、鹿島地方事務組合消防本部（以下「当消防本部」という。）が賃貸借する自動体外式除細動器について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 仕 様

### 1 賃貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 2 賃貸借品概要

自動体外式除細動器（日本光電工業株式会社） 3式  
内訳（1式）

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) AED-3151 カルジオライフ          | 1台 |
| (2) 使い捨てパッド（本体1枚・予備1枚） P-740  | 2枚 |
| (3) バッテリーパック SB-310V          | 1個 |
| (4) AED/CPR レスキューキット YZ-043H3 | 1式 |
| (5) 収納用キャリングケース               | 1個 |

※上記(1)～(4)を収容し持ち運び可能なタイプ

### 3 設置場所

- |                |                 |     |
|----------------|-----------------|-----|
| (1) 警防課及び神栖消防署 | 茨城県神栖市溝口4991番地5 | 各1式 |
| (2) 大野消防署      | 茨城県鹿嶋市大字和707番地4 | 1式  |

### 4 設置場所納期 令和6年4月1日まで

### 5 賃貸借料の支払い

- (1) 各年度一括前払いとする。

### 6 入札書

- (1) 入札書に記載の金額は、5年間（60ヶ月）分の総額で見積もった契約希望金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札時には、入札金額内訳書を提出すること。
- (3) 入札書には、入札金額内訳書の④欄の金額を記載すること。

## 7 その他

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、本契約に係る金額について減額又は削除があった場合、当消防本部は本契約を変更又は解除することができる。  
上記により、本契約が変更又は解除された場合において、賃貸者に損害が生じた場合は、賃貸者は、当消防本部に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償金は、協議して定める。
- (2) 電極パッド、バッテリーパックは使用期限切れ前に定期交換すること。  
また、その費用は賃貸借料に含むこと。（指定場所への交換品の郵送でも可とし、使用済みバッテリーは回収すること。）
- (3) バッテリーパックの残量低下時、又は電極パッド及びレスキューキットを使用した場合、速やかに補充すること。また、その費用は賃貸借料に含むこと。（指定場所への補充品の郵送でも可とし、使用済みバッテリーは回収すること。）
- (4) 賃貸借品に故障又は障害が発生した場合、賃貸者は直ちに修理し、その修理期間中は同等の代替品を提供すること。また、交換が必要な場合は同等品と交換し、これらの費用は賃貸借料に含むこと。
- (5) 賃貸借品は設置場所に設置する前に当消防本部警防課で検品し、その後、各設置場所に設置すること。また、仕様書に適合しない賃貸借品がある場合には、速やかに適合するものと交換すること。
- (6) 賃貸借品の搬入、設置、撤去に発生する費用は賃貸者が負担すること。
- (7) 賃貸借品は新品であること。
- (8) 盗難等の保険料は賃貸借料に含むこと。
- (9) 故障及び補充品等で365日24時間対応できる問い合わせ先を有すること。
- (10) AED-3151のセルフテスト時に故障等が発見された場合、当消防本部が指定した連絡先に、メール又は電話等で故障の旨を知らせる対応を有すること。
- (11) この仕様書に疑義がある場合、又は仕様書に明記されていない部分については、当消防本部の指示に従うこととし、必要に応じ交換等を行うこと。